

高知県教育委員会 会議録

令和6年2月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和6年2月6日(火) 13:30

閉会 令和6年2月6日(火) 15:06

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	池 康晴
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	竹崎 実
〃	教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	岡本 健 (付議第4号から第6号のみ)
〃	学校安全対策課長	高橋 潤 (付議第4号のみ)
〃	幼保支援課長	田中 健 (付議第4号のみ)
〃	小中学校課長	蛭子 穰 (付議第4号のみ)
〃	高等学校課長	並村 一
		(付議第2号から第3号及び専決処分報告第1号を除く)
〃	高等学校振興課長	野田 健一 (付議第4号のみ)
〃	特別支援教育課長	濱田 邦彦 (付議第4号のみ)
〃	生涯学習課長	原 貴 (付議第1号から第2号及び第4号のみ)
〃	保健体育課長	前田 義朗 (付議第4号のみ)
〃	人権教育・児童生徒課課長補佐	有澤 拓也 (付議第4号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	森田 雄一
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	菊池 真希 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	2月定例委員会を開催する。
教育次長	(提案説明)
教育長	付議第3号から第5号は、高知県議会2月定例会に提出予定の議案について検討を行うものであるため、付議第6号は、個人の情報を含む議案のため、専決処分報告第1号は、高知県議会2月定例会に提出予定の議案に関連する内容であるため、専決処分報告第2号は、非公表

の情報を取り扱う議案のため、非公開の取扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員
教育長

全員挙手

それでは、付議第3号から第6号、専決処分報告第1号及び第2号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 令和7年度高知県公立高等学校入学者選抜の主な日程に関する議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

教育長	大きく変わるのは、A日程の合格発表日か。
事務局	例年3月14日に実施をしていた合格発表日を13日にすることと、B日程の出願先変更期間を1日にするという2点である。
池委員	中学校の卒業式の日程は分かっているのか。
事務局	昨年度の卒業式の実施状況を調べたところ、早めに入試日程を示すことで、A日程の合格発表以前に卒業式を実施している中学校が多いことが分かった。地教連や中学校長会等にも確認を取って、了解は得ているところである。
池委員	1日早くなったことで、中学校の行事に迷惑がかかったりすることなどが心配であるが、地教連等とは、もう既に話をしているのか。
事務局	説明しており、特に問題ないだろうとの回答をもらっている。
弥勒委員	1ページの日程(案)からすると、A日程の検査実施日は3月4日と5日となっており、B日程は3月19日、C日程は3月25日から27日となっているが、これと2ページの参考資料とは一致しているのか。
事務局	そうである。右側が令和6年度、左側が今回示した令和7年度の案となっている。
弥勒委員	A日程は3月4日が学力検査で、5日の面接も含めると2日間であるのに対し、B日程の場合は全て3月19日に実施してしまうことになっており、A日程とB日程ではかける日数が違う。C日程も学校によってばらつきがあるとしても、1日だけで全部済ますということなのか。

事務局	C日程については、学校が定める期間としているが、Bについては、一律にしている。
弥勒委員	A日程とB日程では、内容が違うのでかかる日数も違うということか。A日程は2日間取っているにもかかわらず、B日程は1日しか取っていないのは、それで十分だということか。
事務局	A日程とB日程は学力検査の問題も異なっているし、時間帯も少し異なっている。B日程はその日のうちに面接も完了できる日程にしている。
教育長 各委員 教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 博物館の登録に関する議案

(生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

池委員	博物館に登録されることによるメリットは何か。また逆に、登録されることによって努力していかなければならない部分があれば教えてほしい。
事務局	博物館に登録されることのメリットとしては、公営の博物館ではあまり当てはまらないが、例えば、桂浜水族館のような民営施設であれば、税制上の優遇が受けられること、また、登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能であること、美術品補償制度の利用が可能となるといったことがある。 一方で、後段の質問については、7ページの参考資料1-3にあるように、他の博物館等と共同で資料に関する調査研究を行うことであるとか、その成果について活用する体制をしっかりと整備することが求められることになるので、その部分は一定負担になってくるかと思う。
永野委員	参考資料1-3の、最初の枠囲みの下に、「必要に応じ、基本協定書に基づき適切に履行されることが望ましい」とある。この協定書は、どこと結んだものか。
事務局	むろと廃校水族館は、指定管理者制度に基づき、NPO法人が室戸市から委託を受けて運営をしている施設であるため、このような記載がある。 NPO法人が、室戸市から指定管理者として委託を受けているが、委託

	<p>費の支出はなく運営されている。そのため、そういった状況も鑑みて、継続的に運営されるよう、必要な場合には協定書に基づく支援等が履行されることが望ましいということである。少し分かりにくいですが、経営に関することなので、このような表現になっている。</p>
永野委員	<p>室戸市は予算を一切出しておらず、NPO法人が、収入の中で運営をしていくということか。</p>
事務局	<p>現状そうになっている。</p>
永野委員	<p>収入が足りなくなって施設の改善や研究ができなくなると、法に定められている、博物館に求められていることが保てなくなる。そのあたりのチェックは誰がしていくのか。</p>
事務局	<p>一義的には、設置者である室戸市が行う。そのうえで、法律が変わったことにより、毎年運営状況の報告書を県に出してもらっていることになっているため、そういった課題があれば、指導までいけるかどうかはあるが、話をしていくことになろうかと考えている。</p>
永野委員	<p>室戸市の方では一切予算を出さないというのが、大丈夫であろうか。</p>
事務局	<p>審査会の中でも同様の意見をいただいたが、現状では一定収入があり、運営的に成り立っていることを確認したところである。</p>
森下委員	<p>この参考資料1-3の「望ましい」という表現の強制力はどの程度なのか。一番下には、「作成すること」、「配慮すること」と書いてある一方、1つ上のSNSの項目などは「望ましい」と書いてある。この違いを教えてください。</p>
事務局	<p>文化庁にも審査の過程でいろいろ確認をし、より間口を広くしてより多くの館が登録いただくことが、この法律改正の大きな狙いであることを踏まえたうえで、要件的には適合しているところであり、「望ましい」というのは「ねばならない」までではないが、そういった取組をお願いしたいという要請となっている。</p> <p>一方で、一番下のII-3(3)の利用者の安全や利便性などについては、一定必要なことであるということで、強めの表現をしているところである。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。</p>

【専決処分報告第1号 地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する専決処分報告

(教育政策課)】

【付議第3号 高知県公立学校情報機器整備基金条例議案に係る意見聴取に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

弥勒委員	補助率3分の2ということだが、残りの3分の1はどうなるのか。
事務局	市町村負担であるが、地方財政措置がなされる。
弥勒委員	結果的にはどうなるのか。実質的には100パーセント補助されるという理解でいいのか。
事務局	地方財政措置は、普通交付税という形で、その台数に必要なものの3分の1が各市町村へ交付されることになり、それに充てることができる。実際どのように活用するかは市町村の裁量であるが、必要な財源自体は交付されている扱いになる。 そういう意味で、地方財政措置で措置された額をしっかりと使うという前提であるが、各市町村に負担が生じるわけではない。
弥勒委員	了解した。実質的には、3分の1は払わなければいけないが、その分が交付税で返ってくるということか。
事務局	そういう理解で良い。
教育長	5万5,000円を超えた分は、どうなるか。
事務局	各市町村の自己負担になる。
教育長	県立中学生は、どうなるか。
事務局	県立中学校は、このスキームに入っている。県が各市町村と同じような立ち位置になるので、仮に上回った場合は県の負担になる。
池委員	知事部局が対応するようになってきていると思うが、私立学校の生徒の今の状況はどうなっているか。
事務局	私立学校については、現行の端末も同様であるが、直接補助という形に

	<p>なっている。知事部局の私学・大学支援課で、今般の文部科学省の対応に合わせて、各種の検討、対応をしていると聞いている。この基金を活用する形ではない。</p>
森下委員	<p>実施期間が令和10年度までであるが、令和11年度以降はどのようになるのか。</p>
事務局	<p>令和10年度までは、このように基金の形で国から交付されるようになっている。令和11年度以降も、端末の更新自体は当然必要となってくるが、どのようになるか国からは示されていない。</p> <p>ただ、令和6年度から10年度の間、端末の活用が一定進まない、国の財政当局の理解も進まないだろうということもある。文部科学省からは、この基金で予算をしっかりと確保したことの意味、意義をしっかりと理解したうえで、各都道府県あるいは市町村で、端末の活用への対応、検討を頂ければというメッセージをもらっている。要はその活用次第ということである。</p>
森下委員	<p>グローバル化の中で、端末を使わないことにはならないと思う。日本の子どもたちが取り残されないように、本当に頑張らなければいけないということを理解した。</p>
町田委員	<p>例えばWi-Fiなどの端末以外の環境整備などは、また別になるのか。</p>
事務局	<p>1人1台端末及び障害のある子どもの入出力支援装置関係のみが対象である。</p>
町田委員	<p>アップデートなどソフトは含まれるのか。</p>
事務局	<p>端末のみである。それ以外の内容は、別のスキームや県独自の対応となる。</p>
弥勒委員	<p>上限5万5,000円ということだが、平均すると端末はいくらぐらいになるのか。実際にはどれぐらいの補助になるのか。また、それで全部カバーできるものか。ソフトウェアが入らなくなると、さらに追加になるのか。</p>
事務局	<p>端末のスペックについては、国から一定の示しがある。これから国の方で、それぞれの会社が内容や金額を示すピッチイベントを開催する予定になっており、そこで一定分かってくると思う。</p> <p>概ね、iPadとWindows、Googleが作っているChromebookの3種類があり、WindowsとChromebookについては、一定カバーできる機器もあるだろう</p>

	うと思っている。iPadについてはそういう機器がないので、今後ピッチイベントを待って、どのようなプランが出てくるかを確認する形になる。
弥勒委員	iPadについてはこの予算に合うものがないということか。
事務局	現時点では、5万5,000円を下回るものはない。 ただ、各事業者も5万5,000円という額を踏まえることになる。今回導入するにあたっては、端末の台数自体をかなり多く契約する形になるので、事業者において工夫することはあり得ると考えている。
弥勒委員	ChromebookとWindowsであれば、候補は存在するということか。
事務局	現時点においては、そうである。
教育長 各委員 教育長	専決処分報告第1号について、承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 専決処分報告第1号を承認する。
教育長 各委員 教育長	続いて、付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【付議第4号 令和6年度高知県一般会計予算等に係る意見聴取に関する議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

弥勒委員	本当に盛りだくさんの内容である。特に、教員の業務負担を削減するための取組が多くあったと思うが、せっかく多くの予算を配分する中で、主な受益者である教員が求めている、解決して欲しいと思っている問題点の優先順位と、今回盛り込んでいる取組とは、しっかり一致するように設計されていると理解して良いか。
事務局	もちろん100パーセント全てと言い切るのはなかなか難しいことが前提ではあるが、今回、若手や中堅の先生方、あるいは教育実習を終えたばかりの大学生など、さまざまな方からも意見を聞く中で、声として多かったものを踏まえての設計は、当然している。 例えば、今回、小学校の若年教員サポート事業というものが盛り込まれ

	<p>ている。これは、特に小学校を中心として、新採の入ったばかりの先生が、いきなり担任の先生を1人でやるのはなかなか厳しいだろうという意見を声としても多くもらったところであり、サポート教員を配置するとか、場合によっては、担任は新採の先生にやらせないといった対応をするという内容である。それは当然、いただいた声を踏まえている。</p> <p>また、そもそも教員のやる業務が多いので業務を精査して欲しい、教員の専門性を必要としない業務に対してはサポートする教員業務支援員の活用について積極的に対応を検討して欲しい、といった声もあった。今回、教員業務支援員の配置を拡大しており、いただいた声を踏まえたうえでの対応はできる限り行っているところである。</p> <p>ただし、予算の限りがあったり、そもそも県のみで対応できないものであったりといったこともあり、いただいた意見を100パーセント受け入れられているかということ、必ずしもそうではないというのが実際のところではある。</p>
弥勒委員	<p>限られた説明時間であったが、とても幅広く積極的に、さまざまな内容を盛り込んでいると感じた。高知県は他県より進んでいると思って良いか。</p>
事務局	<p>他県と1対1で比較をするのは、少し難しいと思われる。</p>
弥勒委員	<p>何が言いたいかと言うと、もし他県より進んでいるのであれば、もっとそのことをアピールしたら良いと思う。移住促進などにも活用できるくらいのもっと充実した内容のように感じた。</p>
事務局	<p>今般、教育大綱の中でも、働き方改革と教員人材の確保を一体的に進めていくべきということで、柱立てをしている。</p> <p>働き方改革について、それ自体の取組を粛々と執行していくことは重要であるが、それにより教育現場も変わってきているということのPRも、しっかりしていくことが必要である。</p> <p>先般、教育長と池委員が、東京で開催された全国の会議に出席されたところであるが、そこでも、教員の確保について、かなり話題になっていた。例えば、ある県の効果的な取組についての意見が出されていて、実際そこで取り組んでいること自体にも意味があるが、他県からも、その取組の効果により志願者が集まるのではないかと、といった見られ方をしている。</p> <p>働き方改革の取組などはそういうものだと思うので、PRについても、両輪としてしっかりと取り組んでいこうと考えている。</p>
弥勒委員	<p>できれば教員にとっての効果の測定ができれば良いのではないかと思う。離職率などに反映されるのはタイムラグがあり、何年か続けないとなかなか明確に見えてこないかもしれないが、例えば教員の幸福度調査のよ</p>

事務局	<p>うなことを毎年実施して、明確にプラスの方向に効果が出ているとなると、様々な意味でアピールもできる。県としても教員としても、お互いに取組を実施したことに対しての、充実感や達成感が実感できるのではないかと思う。</p> <p>実施するだけではなく、効果が上がっていることに対して、見える化というか、こういった形で示していくかについて、今後、しっかりと検討させていただく。</p>
池委員	<p>働き方改革として、教員業務支援員配置事業に多くの予算が付いている。拡充ということは、令和5年度も実施していたということか。</p> <p>本当に教員が楽になっているのかを検証されているのかということと、今回拡充することによってどれぐらいの規模で支援員が配置されるのかということについて、教えて欲しい。</p>
事務局	<p>教員業務支援員については、市町村立の小中学校と、県立の中学校及び高等学校に配置をしているが、中心は市町村立の小中学校になっている。</p> <p>全体で100以上の学校に配置しており、来年度は、金額的には1,000万円以上増額し、多くの学校に配置されるようにしている。一方で、これまでは、会計年度任用職員に期末手当だけしか支給されていなかったものが、来年度は期末勤勉手当の両方が支給されることになった。このため、単価が上がったので、金額の増額に比べて人数としては増えていないが、確実に増やしていきたいと考えている。</p> <p>成果として、この支援員の配置は平成30年頃から行っており、配置した学校は平均50時間ぐらいの時間外勤務時間が発生していたのが、現在配置している学校と校数が少し違っているものの、10時間以上ぐらいは減少している結果となっている。また、配置校の教員に対してアンケートを採っており、子どもと過ごす時間が増えたという項目に対して、確実に数値が上昇している。</p> <p>来年度に向けては、教員業務支援員配置校以外も含めて、時間外在校等時間を悉皆的に把握したいと思っている。県下全体として、減っているかどうかというところを、指標としてしっかり見ていきながら、取組を進めていきたい。</p>
町田委員	<p>高知の教育に関わりたい人に注目してもらうためにも、1つから3つくらい項目を決めたうえで、予算を掛けた効果がしっかりと出ているといった情報をグラフなどで経年で示していくと、より分かりやすくなると思う。</p>
事務局	<p>PRの仕方と合わせて、検討していく。</p>

弥勒委員	社会人のリスキリングなどといった、キャリア教育もこの予算に入っているのか。たぶんココプラなどになるので、所掌が違うのか。
事務局	高知県においては、予算としては、基本的にはココプラなどで計上されている。
弥勒委員	教育委員会の管轄ではないけれども、県の教育予算の中に含まれているという理解で良いか。
事務局	おそらく、産業人材の育成といった切り口で予算計上されていると思う。
教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

弥勒委員	廃止される条例なので今さら申し上げてもし方が無いのかもしれないが、元々の条例の目的としては、統廃合することによって離れた地域から通学しなければいけなくなることに對して、費用を補助するということか。
事務局	そのために設置した条例である。
弥勒委員	通学距離が違うので、1名あたりの貸与額も違うのか。
事務局	実態に応じた額を貸与していた。
弥勒委員	実費に相当するのであれば、貸与ではなくて支給というのが筋のような気がするが、そうではないのか。
事務局	奨学金として、返還を求める貸与という形を取っていた。
教育長	学校がなくなったために、現在、大栃や仁淀から通学している生徒はいるか。

事務局	実際、そういう生徒もいる。
教育長	それは仕方がないのか。
事務局	この条例は激変緩和措置として設置したものであり、現在の生徒は、一定理解したうえで通学していると認識している。
教育長	3年間だけの措置で、その後は貸付けもしなかったのか。
事務局	そうである。
弥勒委員	<p>他国と比べてもあまり意味がないかもしれないが、アメリカなどは広大な範囲に学校が点在しているので、スクールバスでカバーすることによって、子どもの通学をサポートする形になっている。そういった形が、全員に教育の機会を提供するという一つの理想の姿である気がする。</p> <p>これから統廃合は進めざるを得ないと思うので、ますますこういったことが増えて課題となる気がする。</p>
事務局	県ではないが、市町村において、そういった生徒に対する通学支援の措置をしているところがある。
教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	付議第5号を原案のとおり議決する。

※専決処分報告第1号及び付議第3号から第5号議案については非公開議案であったが、令和6年2月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。

【付議第6号 令和5年度高知県児童生徒表彰受賞者の追加決定議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	付議第6号を原案のとおり議決する。

【専決処分報告第2号 インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症対策のための
 県立学校における臨時休業に関する専決処分報告 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

教育長 各委員 教育長	<p>【非公開議案】</p> <p>専決処分報告第2号について、承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 専決処分報告第2号を承認する。</p>
-------------------	---

(5) 議決事項

付議第1号から第6号

原案どおり議決

専決処分報告第1号及び第2号

原案どおり承認